

●農業法人設立を目的とした聞き取り表（株式会社用）

1. 支援関係機関

- (1) 千葉県担い手育成総合支援協議会
- (2) 一般社団法人千葉県農業会議（千葉県農業委員会ネットワーク機構）
- (3) 千葉県農業者総合支援センター（実践班）
- (4) 千葉県担い手支援課 専門家派遣事業（ソフト事業）
- (5) 公益社団法人千葉県園芸協会（農地部）
- (6) （ ） 農業事務所 改良普及課・企画振興課（ ） 氏）
- (7) （ ） 役所・（ ） 農業委員会（事務局+農地最適化推進員等）
- (8) （ ） 農業協同組合

2. 地区や個人経営の状況等について

3. 専門家への依頼の確認等

- (1) 設立行為の委任等の確認 ※ チェックをする。
 - ア 司法書士に依頼
 - イ 行政書士に依頼
 - ウ 設立行為は、発起人自らが手続きします。
(支援機関のアドバイスを基に作成する)

(2) 設立後の税務手続きは誰が手続きを行うか？

ア 税理士に依頼する。

(ア) 自分達で専門家にあたる

(イ) 千葉県担い手育成総合支援協議会から斡旋を受ける

イ 法人構成員自らが全てを行う

ウ お願いしている顧問税理士がいる

4. 法人組織の枠組み確認

(1) 設立後に農地法第2条3項要件を満たし、農地（賃借又は売買）手続きを行うか？

(行政用語：農地所有適格法人)

・行う ・行わない

※行う場合は下記の「ア手続選択肢」へ

ア 手続選択肢

(ア) 農地法第3条申請

(イ) 農地中間管理事業

(促進計画)

(2) 地域計画に法人として「地域を担う者」として位置付けるか？

(ア) 位置付ける予定

(イ) 位置付ける予定なし

※ 国等の補助事業の活用を見込んでいるのであれば、事業の採択要件となる場合があるので位置付けるべき。

(3) 認定農業者として法人組織が認定を受ける予定があるか？

(ア) ある

(イ) なし

(4) その他の留意事項

5. 株式会社設立に向けた設立発起人が決めるべき要素

(1) 農業者側で設立発起人（構成員数は1名以上、上限はありません）を決めます。

※農地所有適格法人となる場合は、農地法の要件を満たす必要がある。）

●下記の4要件をすべて満たすこと。

ア 法人組織の形態要件

・株式会社（株式譲渡制限会社（公開会社ではない））

・合同会社 ・合資会社 ・合同会社 ・農事組合法人

イ 事業要件

・主たる事業が農業と関連事業（法人の農業と関連する農産物の加工・販売等

であること。) 農業と関連する事業が売上高の過半であること。

ウ 議決権要件

● 構成員の議決権の過半は下記の農業関係者が占める必要がある。

- ・ 農地の権利提供者
(農地中間管理機構を通じて法人に農地を貸し付けている個人も含む)
- ・ 法人の農業の常時従事者
(原則年間150日以上従事)
- ・ 基幹的な農作業を委託した個人
- ・ 農地中間管理機構、地方公共団体、農協

エ 役員要件

- ・ 役員については、
 - (ア) 役員の過半の者が法人の営む農業に常時従事(年間150日以上)している構成員であること。
 - (イ) 役員または重要な使用人のうち1人以上がその法人の営む農作業に従事(年間60日以上)すること。

※ 重要な使用人とは、法人の行う農業に関する権限及び責任有する者
(例えば、農場長、農業部門を担当する部長など、必ずしも構成員である必要はない。)

(2) 構成員(発起人、役員)の住所、名前は、市町村で発行される印鑑証明書を基本に作成する必要があります。

① 設立発起人を選任し記載する。

| | | | | |
|--------|-----|----|-----|----|
| (ア) 氏名 | () | 住所 | 千葉県 | 番地 |
| (イ) 氏名 | () | 住所 | 千葉県 | 番地 |
| (ウ) 氏名 | () | 住所 | 千葉県 | 番地 |
| (エ) 氏名 | () | 住所 | 千葉県 | 番地 |
| (オ) 氏名 | () | 住所 | 千葉県 | 番地 |
| (カ) 氏名 | () | 住所 | 千葉県 | 番地 |
| (キ) 氏名 | () | 住所 | 千葉県 | 番地 |
| (ク) 氏名 | () | 住所 | 千葉県 | 番地 |

② 組合の名前を決めます(同一市町村に同じ名前があると登記できません)

法人名 (商号) 株式会社 () (仮称)

※ 前(株)、後(株)どちらでもよい。

③ 法人の所在(住所)を決めます。

千葉県 () 番地 () に置く(定款に記載)

定款記載事項の検討

| 項目 | チェック |
|---------------------------|--|
| 申請書類は、発起人が作成して申請する。 | <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない |
| 株式の譲渡制限を付与する。注) 株主総会の承認事項 | <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない |
| 取締役会を設置する。 | <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない |
| 役付取締役を設置する。 | <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない |
| 監査役を設置する。 | <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない |
| 会計参与を設置する。 | <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない |
| 公告を官報に掲載する。 | <input type="checkbox"/> 手続きする |

- 発起人、設立時取締役、計（ ）名の印鑑証明書各2部を（ 年 月 日）までに用意
 ※（登記予定日から換算して、3か月以内のもの）及び会社の登記用印鑑を（ 月 日）までに作成すること。

●発起人会開催日 （令和 年 月 日 午前・午後 時 分～）

※ 各種書類の作成及び印鑑捺印も同日に行う

- ・発起人（ ）名（設立発起者）は、実印を当日持参し、法定書式に捺印作業を行う。
- ・また、発起人会で割り振られた出資金、合計（ ）万円のお金を代表発起人が預かる。

※出資金の算定は、生産から必要経費を積み上げて、収入がある期間まで必要とされる金額（例：100万円～500万円）※顧問税理士と確認することをお勧めします。

・代表発起人が個人通帳へ払い込む 令和 年 月 日 午前 時 分～

（登記日の当日）⇒出資の履行

・定款認証作業日 令和 年 月 日 午後 時 分～

※公証人役場は事前予約が必要

・公証人役場への原稿送信 令和 年 月 日 午後 時（完了予定）

・登記手続日 令和 年 月 日 午後 時

（※印鑑証明書をもって、印鑑登録地を確認）

留意点：発起人＝出資者となり、将来経営継承を行う予定がある場合には、少ない口数を出資することも視野に入れながら検討また、設立発起人は、最低1人で足够了。

発起人 氏名 () 住所 (番地) 出資額 () 万円
発起人 氏名 () 住所 (番地) 出資額 () 万円
発起人 氏名 () 住所 (番地) 出資額 () 万円
発起人 氏名 () 住所 (番地) 出資額 () 万円
発起人 氏名 () 住所 (番地) 出資額 () 万円

代表発起人 住所
電話 m a i l

役員任期 取締役 () 年

※役員の就任期間はマチマチですが、最高10年以内となっており、多くの経営者は、5年以内程度としております。

設立時取締役 住所 上記同様 (従事者) 150日以上農業従事
設立時取締役 住所 上記同様 (従事者) 150日以上農業従事

設立時代代表取締役 () 住所 上記同様

設立時代代表取締役の生年月日 昭和・平成 年 月 日 (印鑑証明書にて確認)

設立時発行株式 () 株 (設立当初の目指す発行株式数)

設立発行株式単位 1株 円 ※1口1万円とした場合

発行可能株式総数 () 株 ⇔ 上限株式数 (設立時株式の5倍で設計)

取引金融機関名 () 農業協同組合 () 支所・支店

取引金融機関所在 千葉県 番地

事業年度 毎年 () 月1日 ~ () 月末日

※一般的な組合運営をされる場合に現在多いのが下記の4種類の決算期です。それぞれの利点にあわせて選択するよう検討してください。

- (1) 案1 1月1日から12月末日(組合員個人の所得税申告に併せた方法)
- (2) 案2 4月1日から翌年3月末日(補助金等の活用理由に行政年度に合わせた方法)
- (3) 案3 8月1日から翌年7月末日(たな卸財産が少ない時期に会計をめる方法)
- (4) 案4 6月1日から翌年5月末日(消費税の事務処理を行う時期に合わせる)

● 総会開催月 3カ月以内に総会を開催するものとする。(目安____月開催)

目 的(参考例) ※ 定款に記載される内容です

- ① 農畜産物の生産、加工販売に関する事業
- ② 農畜産物の仕入、卸、小売
- ③ 農畜産物の貯蔵・運搬
- ④ 農作業の代行、請負、委託
- ⑤ 観光農園、体験農園の管理、運営
- ⑥ 農業研修
- ⑦ 飼料の製造
- ⑧ 農業用施設・機械・機具・資材のリース
- ⑨ 共同利用施設の維持、管理
- ⑩ 農用地の維持、管理
- ⑪ 通信販売業
- ⑫ 農業資材、園芸用品、肥料、農薬、飼料の販売
- ⑬ 経営コンサルタント業
- ⑭ 人材派遣業
- ⑮ 一般貨物自動車運送事業
- ⑯ 上記各号に関連、付帯する一切の事業

◎手続きに向けた準備

○事前準備時点

・発起人(____名)の印鑑証明書 各2通をとる。

※ 令和 ____年 ____月 ____日までに用意する。

(有効期間3か月であることから留意すること)

・登記申請日までに、会社の印鑑を発注・注文する。(種別:登記用印鑑、銀行印、会社印)

※一般的な組合運営をされる場合に3種類の決算期があり、それぞれの利点にあわせた選択をする。

- (1) 案1 例：1月1日から12月31日（組合員個人の所得税申告に併せた方法）
- (2) 案2 例：4月1日から翌年3月31日（補助金等の活用理由に行政年度に合わせた方法）
- (3) 案3 例：8月1日から翌年7月末日（たな卸財産が少ない時期に会計をやる方法）
- (4) 案4 例：6月1日から翌年5月末日（消費税の事務処理を行う時期に合わせる）



○聞き取り表に基づき以下の書類を作成

申請書類等の一覧（発起人が主体となって作成する）

- ・発起人会議事録の作成
- ・必要に応じ、設立当初の総会議事録の作成
- ・定款 3通作成
- ・印鑑証明書（有効期限3か月以内）
- ・発起人が株式会社の認証を受けるときに、公証人役場に出席できない場合に、委任状を作成

（公証人役場の私文書認証予約を取る（ ____月 ____日）

※事前に公証人役場に、定款、印鑑証明書（PDF化したもの）、実質的支配者となるべき者の資料（指定様式へ記入したもの）をメールにて送信。

※公証人、発起人の日程調整上、公証人役場面談時間を決定する。



- ・株式会社設立登記申請書を作成



- ・登記別記を作成

※会社法登記項目を定款等に沿い、作成する



- ・印鑑登録申請書作成
- ・出資金の払い込みをした証拠書類の用意
（公証人役場終了後、法務局への提出用として）

※通帳の表面、裏面、金額面をコピー



- ・郵便局にて、4万円の収入印紙を購入する。（公証人役場保存用定款貼付用）



- ・公証人役場にて必要とされる費用（認証手数料約52,000円）

※株式会社の認証手数料は、

| | |
|----------------------|---------|
| 資本金の額等が100万円未満の場合 | 30,000円 |
| 資本金の額が100万円以上300万円未満 | 40,000円 |
| その他の場合 | 50,000円 |

- ・千葉市の公証人役場には駐車場がないことから、有料駐車場に置くなど注意が必要。
- ・公証人役場から千葉地方法務局までは、おおよそ車で20分程度であり、公証人役場に2時～3時→3時半に法務局にて印紙を15万円分買い（登録免許税として）、申請書類の最終チェックとして綴り、4時半には提出できるように行動をするとよい。
- ・現在千葉県の法務局の法人登記については、千葉地方法務局のみの扱いであることから、法人登記事項に関係する内容手続きは全て一括管理されている。

●登記申請終了後の手続等

- ・登記申請の法務局での補正日（登記完了予定日）以降に、最寄りの地方法務局 管内支局・出張所にて印鑑カード交付申請書、全部事項証明書、印鑑証明書の発行を依頼する。
- ・公証人役場から受領した定款をすべてのページをコピーし、原本であることを証明する記載をすること。なお、発給日は記載しない。（7セット程度）
- ・発起人会議事録をコピーし、原本であることを証明する記載をし、発給日は記載しない。（7セット程度）



- ・法人設立届を市町村民税、県民税、国税の3機関に手続きを行う。
（税理士に依頼することをお勧めします。）



- ・農地所有適格法人となる場合は、市町村農業委員会に農地を借りる、買う等の手続きを申請する。なお、市町村農業委員会へ提出する書類を確認する。



- ・法人として認定農業者の申請を行う場合は、営農計画策定と経営改善計画書作成について、市町村農政担当者及び県農業事務所のご担当者を交えて作成検討すること。
- ・特に補助金の活用を見込む申請者は、補助金の交付要件を備えて、申請窓口で書面等を申請する。（管轄農業事務所・市町村農政担当課・JA等）



- ・農林系金融機関の融資や国補助事業を活用した際の補助金の受け入れ先としてJAの口座が必要となることを鑑み、JAの口座開設やJAの株を購入し法人として組合員になるか等を検討していただきたい。（定款の写し、会社の印等が必要）